

徳島県立総合大学校基本構想（案）

徳 島 県
（平成20年2月7日）

徳島県立総合大学校基本構想（案） ～「まなびや」とくしま」の実現を目指して～

第1 構想策定の背景

1 時代潮流

徳島県においては、国際化、情報化の進展や少子・高齢社会、地方分権の進展、さらには、人口減少社会の到来など新たな時代潮流に対応しながら、県が保有する専門知識や技術を活用して21世紀を担う人材創造に貢献していくことが求められています。

このため、県民の様々な学習ニーズに対応し、21世紀を担う人材創造に向けた「県民“まなび”拠点」として「徳島県立総合大学校」を創設し、県が認定する資格、専門的能力・技術の修得や自己実現の場を提供することなどにより、知性と感性があふれ、未来にはばたく力みなぎる「まなびや」とくしま」の実現を目指し、基本構想を策定するものです。

2 総合大学校創設の必要性

(1) 県民ニーズに対応した学習機会の充実

県立の専門学校や県の各部局、各機関が行っている県民向け各講座・セミナー等は充実を図ってきているものの、県民の様々な情報提供のニーズや学習ニーズが多様化・専門化していることから、ワンストップで情報を提供するサービスをはじめ、全ての利用者の利便性の向上を図る仕組みを再構築し、学習機会のさらなる充実を図る必要があります。

(2) 本県の発展を担う人材の創造

社会経済情勢の変化が進む中、これからの地域社会を支え、21世紀を担う人材の創造を図るため、県や市町村をはじめ、NPO法人及び民間企業等が保有する人材、ソフト、ハードを最大限活用し、県民が生涯にわたって学ぶことのできる質の高い多様な学習機会を広く地域社会に提供する仕組みを整備する必要があります。

(3) 政策研究機能の充実

地方分権新時代を迎え、地域間競争がさらに激化すると考えられる中、基礎自治体としての市町村における政策立案能力の向上とともに、今まで以上に地域に関わる政策研究の充実などを図り、積極的な施策提案、提言によって本県の課題解決はもとより、徳島からの提言が日本の標準（ジャパンスターダート）となるよう政策研究を進める必要があります。

第2 総合大学校の基本理念

地域で活躍できる人材の創造や地域が抱える課題への対応とともに、誰もが、いつでも、気軽に、参加できる、「学ぶ人が主役」「県民の自主的参加」を重要な視点とし、次の4つを総合大学校の基本理念とします。

- 1 21世紀を担う人材創造に向けた「県民“まなび”拠点」
- 2 高等教育機関、企業、NPO法人、住民、行政など多様な主体とのパートナーシップによる運営
- 3 誰もが主体性を持って参画できる「ユニバーサルな大学校（まなびや）」
- 4 生きがいと地域社会への貢献につながる生涯を通じた学びへの支援

第3 総合大学校の担うべき機能

次の5つの機能を備えます。

1 人材育成支援機能

- ①資格、専門的能力、技術の修得等を目的としたキャリアアップ、人材の育成支援を行います。
- ②県の各部局、各機関や関係団体が実施、運営している「看護専門学校」「看護学院」「テクノスクール」「農業大学校」や県民向け講座の情報提供など、ワンストップサービスが実施できるよう「総合窓口的な本部事務局」を設置し利便性の向上を図ります。

2 生涯学習推進機能

- ①県民一人ひとりが、それぞれのライフステージにおいて、趣味や生きがい、キャリアアップのための学習など、自らの充実や生活の向上のために、自分に適した方法を選ぶことのできる生涯にわたる学びを総合的に推進します。
- ②徳島の歴史や文化などを題材とする「とくしま学講座」の開設による「とくしまの人づくり」をはじめ、講座及びセミナー等の充実を図ります。
- ③県有施設を提供し、公募した県民が講座を自主運営する「県民参加型自主講座」の開設など、県民との協働による生涯学習を推進します。
- ④インターネット通信などICT（情報通信技術）を有効に活用した生涯学習機会の充実を推進します。
- ⑤民間機関や高等教育機関との連携を推進するとともに、それらが主催する講座等については連携講座として、県民に情報提供します。

3 人材活用機能

- ① 県職員や市町村職員をはじめ、NPO法人及び民間企業等で活躍されている方たちなどを対象とした人材登録制度を創設し、県内各地域で開催される講座や教育機関等への派遣を行うなど、積極的に地域貢献を推進します。
- ② 一定の条件による「とくしま学博士」の認定制度を設け、地域における生涯学習のリーダーとして、また、総合大学校の講師やスタッフとして運営を担っていただきます。

4 政策支援機能

総合大学校の頭脳部分として、次の3つを基本とする「とくしま政策研究センター」を設置し、「(財)とくしま地域政策研究所」のこれまでの蓄積と成果を活かしながら、その機能を発展的に引き継ぎます。

- ① 時代の潮流や県民、地域のニーズを踏まえ、県及び市町村における政策立案能力の向上、地域の課題解決を図るための調査研究や支援活動、政策提言を行うとともに、総合大学校が担う5つの機能のあり方などを総合的、戦略的に検討、研究していきます。
- ② 調査研究を進めるにあたっては、県民の目線に立った県民生活の向上、地域の活性化に資する調査研究や支援活動を中心に、成功事例のモデル化と普及など、徳島からの政策情報の発信や現場における政策研究活動、コーディネート機能を重視した支援活動などに積極的に取り組み、運営にあたっては、第三者機関による外部評価を行うなど、客観性・透明性の確保を図ります。
- ③ 中核を担う常勤のスタッフを確保するとともに、県職員や市町村職員をはじめ、高等教育機関、NPO法人及び民間企業等からの参加、さらには「民・学・官」の連携など、各界、各層からの英知の結集を図るとともに、様々な立場の県民からボランティア的な「県民研究員」を募るなど、県内外に広く人材を求め調査研究を進めます。

5 情報集積・発信機能

- ① 総合的な学習情報・知識を集積するとともに、誰もがわかりやすい方法、内容で情報発信します。
- ② 県の広報など既存の広報媒体を有効活用するとともに、ICTを活用した情報提供の充実を図るなど積極的な広報活動を行います。

第4 総合大学校の概要（別紙参照）

1 名称

徳島県立総合大学校とします。
愛称は、「〇〇〇」とします。

2 本部及びキャンパス

①本部及び本部キャンパス

徳島県自治研修センター及び徳島県総合教育センターを本部及び本部キャンパスとします。

②南部校及び西部校

圏域の特性を活かした様々な知識等を提供する学習機会を充実するため、徳島県南部総合県民局及び徳島県西部総合県民局に南部校、西部校を設置します。

③サテライトキャンパス

各学部において保有する施設等をサテライトキャンパスとします。

3 学部等の構成

①とくしま政策研究センター

県及び市町村における政策立案能力の向上、地域の課題解決を図るための調査研究や支援活動、総合大学校が担う機能についての調査研究、政策提言などを行います。

②医療専門養成コース

法律、条例等に基づく高度、専門的な課程による看護師として必要な知識及び技能の修得等を支援します。

③産業人材養成コース

法律、条例等に基づく専門的な課程による農業経営など職業上必要な技能の修得等を支援します。

④学部

県が保有する資源を考慮した8学部を設置します。

○教育社会学部

教育、生涯学習に関する様々な知識・技術の修得等を支援します。

○生活環境学部

「暮らし」や男女共同参画社会の実現、環境、NPO等に関する知識・技術の修得等を支援します。

○文化芸術学部

文化芸術関係に関する知識・技術の修得等を支援します。

○健康福祉学部

健康、福祉等に関する知識・技術の修得等を支援します。

○情報通信学部

ICT（情報通信技術）に関する知識・技術の修得等を支援します。

○産業経済学部

経済、商工業及び農林水産業に関する知識・技術の修得等を支援します。

○建設技術学部

建設技術に関する知識・技術の修得等を支援します。

○危機管理学部

危機管理、防災に関する知識・技術の修得等を支援します。

4 施設・設備

県が保有する既存施設等の有効活用を基本とします。

5 入学・卒業

①入学の時期

- ・個別に規程を設けている学部、学校及び講座等については、その規程により入学したものとします。
- ・規程を設けていない講座等については、その講座等に参加したときから入学したものとします。

②入学の資格

- ・個別に規程を設けている学部、学校及び講座等については、その規程によります。
- ・規程を設けていない講座等については、何らの制限を設けないこととします。

③授業料、参加料等

- ・授業料、参加料等の有無、額については、学部、学校及び講座等ごとに定めるものとします。

④卒業又は修了

- ・看護専門学校、看護学院、テクノスクール及び農業大学校については、その規程により、卒業又は修了するものとしますが、引き続き、総合大学校に在籍することができます。
- ・その他、個別に規程を設けている学部、学校及び講座等については、その規程により、卒業又は修了しますが、総合大学校においては、所定の単位を取得したものとし、引き続き、在籍しているものとします。
- ・規程を設けていない講座等を受講した場合は、履修後、総合大学校における所定の単位を取得し、引き続き総合大学校に在籍しているものとします。

⑤取得できる資格

- ・学部、学校及び講座等の卒業や受講修了により、取得できる資格等については、各々が定める規程によることとします。

6 その他

- ①既に運営されている学校や各種講座の名称等については、生徒、受講者の混乱をきたさないよう、その取扱い及び運営にあたっては、十分配慮するとともに、利便性の向上に努めます。
- ②受講者の「まなび」に対する意欲を高めるため、総合大学校の主催講座及び民間機関等が主催する連携講座を対象に所定の単位を取得した受講者を奨励するとともに、人材の活用を図ります。

第5 管理運営方法

1 事務局の設置

- ①本部事務局
 - ・徳島県自治研修センター及び徳島県総合教育センターに本部事務局を設置し、連携して総合大学校の総合窓口業務等、全般的な管理、運営を行います。
 - ・学部等をまたがる横断的な事項については、本部事務局において総合調整します。
- ②南部校及び西部校事務局
南部校及び西部校に事務局を設置し、本部及び学部等事務局と連携するとともに、校内の管理、運営を行います。
- ③学部等事務局
学部等に事務局を設置し、本部、南部及び西部事務局と連携するとともに、学部等の管理、運営を行います。

2 運営方針

- ①多様な県民ニーズに的確かつ迅速に対応できるよう、外部委員で構成する第三者機関を設置し、県民の目線に立った、開かれた運営を行います。
- ②個人情報の保護に努めるとともに、政策研究活動等の状況について積極的に情報公開を行い、広く県民に意見を求めます。
- ③総合大学校において、各機関が互いに相乗的な効果を最大限発揮できるよう、各機関の緊密な連携に努めます。
- ④円滑な運営を行うため、大学校の運営の基本に関する重要事項等を審議する学部長会議を設置します。
- ⑤必要最小限の経費で最大限の効果を生むよう常に費用対効果を考えながら運営に努めます。

第6 開校の時期

平成20年度のできる限り早い時期に開校するとともに、平成22年度までに各機能の充実、強化を図っていきます。

別紙

組織イメージ(学部等の名称は仮称)

